

奈良県告示第七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があつた。

令和五年六月二日

奈良県知事 山下 真

施術者の氏名	原田 政宗
施術所の名称及び所在地	原田鍼灸整骨院 北葛城郡王寺町王寺二丁目七 ー一 ピアザビル一階
廃止年月日	令和五年三月二十四日